

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の
特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 保存義務者は、過去分重要書類について、当該過去分重要書類の種類等を記載した適用届出書を所轄税務署長等に提出した場合には、一定の要件の下、スキャナ保存を行うことができることとする。(第3条関係)
- 2 スキャナ保存を行う場合の要件等について、日本工業規格が日本産業規格に名称変更されることに伴う所要の整備を行うこととする。(第3条、第4条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この省令は、別段の定めがあるものを除き、平成31年9月30日から施行することとする。(附則関係)